

秦野市水道審議会の公開について

平成22年6月23日

秦野市水道局

1 公開の目的

審議会の会議は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市民に市政を説明する責務を果たすため、原則として公開する。

2 公開の方法

(1) 開催時期等の公表

審議会の開催等については、今年度の開催時期、場所、議題等の予定を水道局ホームページへ掲載し事前公表する。

(2) 傍聴による公開

内容については、「秦野市水道審議会の傍聴に関する要領」のとおりとする。

(3) 会議録の公開

会議録は、会議終了後に作成し、会長と会長が指名する委員の署名を得た後、水道局のホームページ上で公開し、情報公開請求に対しても公開する。ただし、会議時において、公開することにより公正な運営に支障が生じるおそれがあり、審議会において、非公開と決定した場合は、その会議録は、全部又は一部を非公開とする。